

令和6年度 第1回市川市入札監視委員会会議録

午後4時15分 開会

- 川村委員長 令和6年度第1回入札監視委員会を開会します。
令和5年度下半期の発注状況について報告してください。
- 契約課長 審議対象案件は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの令和5年度下半期に契約した設計金額が1千万円以上の案件です。
建設工事は55件で、内訳は価格による一般競争入札が49件、総合評価による一般競争入札が3件、随意契約が3件です。
建設工事に関連する業務委託は12件で、内訳は価格による一般競争入札が7件、随意契約が5件です。
発注工事の平均落札率は、工事は全部で55件、そのうち随意契約を除いたものを平均落札率としており、平均落札率は95.09%でした。内訳として、総合評価は件数が3件で平均落札率は98.83%でした。
業務委託の一般競争入札は7件あり、平均落札率は79.95%でした。
- 川村委員長 下半期の資格停止の状況について報告してください。
- 契約課長 審議対象期間に資格停止を行ったものは9件で、事業者数も9社です。
株式会社タクマは、派遣社員に搬送用コンベアへの給油作業を行わせるにあたり、機械の運転を停止せず、かつ危険防止の覆いを設置せずに作業を行わせ、同社員に負傷させたため、労働安全衛生法違反により、東京簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定したため、1ヶ月の資格停止処分を行ったものです。
株式会社久米設計は、宮崎県串間市発注の消防庁舎新築の設計業務の入札をめぐる、公契約関係競売入札妨害罪の疑いで、宮崎県警に逮捕されたため、6ヶ月の資格停止処分を行ったものです。
ランドブレイン株式会社は、措置期間のとおり、途中で資格停止を解除しております。まず、宮崎県串間市発注の消防庁舎新築の設計業務の入札を巡り、公契約関係競売入札妨害罪の疑いで宮崎県警に逮捕されたため、令和5年12月25日から、6ヶ月の資格停止処分を行ったものです。
しかしながら、当該容疑について、宮崎地方検察庁が不起訴処分としたため、令和6年1月31日に資格停止解除を行いました。
株式会社岡建は、市川市発注の「公共下水道地下埋設物調査業務委託(R0501)」において、市道の試掘作業中自転車に乗った通行人を通すために、交通誘導員が、持ち場を離れたところ、通行人が転倒し、骨折する事故を発生させたため、1ヶ月の資格停止処分を行ったものです。
株式会社千葉エレクトは、千葉県住宅供給公社の職員と共謀し、同公社から受注した5工事を巡り、虚偽の書類を提出し、同公社から現金をだまし取ったとして、千葉県警に逮捕されたことから、1ヶ月の資格停止処分を行ったものです。

上條建設株式会社は、市川市発注の「ぴあぱーく妙典こども施設新築工事」において、バックホウ（油圧ショベル）で鉄板を移動するにあたり、現場代理人が脊椎圧迫骨折する事故を発生させました。

当該事故は、作業に必要な講習を終了していない者が、作業を行ったこと等による安全管理の措置が不適切であったことから、2週間の資格停止処分を行ったものです。

竹内建設株式会社は、千葉県北千葉道路建設事務所の発注工事の入札に関する情報を同事務所の所長から得た見返りに、同所長に食事代や現金数十万円を渡したとして、贈賄容疑で千葉県警に逮捕されたため、6ヶ月の資格停止処分を行ったものです。

株式会社水戸京成百貨店の元代表取締役社長は、従業員の勤務データの改ざんを指示し、国の雇用助成調整金をだまし取ったとして、詐欺容疑で茨城県警に逮捕されたため、1ヶ月の資格停止処分を行ったものです。

株式会社麦島建設は、長野県木曾郡南木曾町が行った建設工事の指名競争入札において、同町の職員から、最低制限価格を聞き取り落札し、公正な入札を妨害したとして、契約関係競売入札妨害罪により、木曾福島簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、刑が確定したことから、6ヶ月の資格停止処分を行ったものです。

資格停止の状況は以上です。

川村委員長
契約課長

上條建設株式会社の2週間の資格停止は通常なのでしょうか。

市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準では、被害状況に応じて、期間を定義しておりますが、今回は、安全管理の措置が不適切であったが、著しく安全管理業務を怠ったとはならず、また、現場代理人が軽傷であったことから、最短の2週間となっております。

【審議案件1：(仮)市川市八幡市民複合施設新築外構工事】

川村委員長 入札参加者上條建設株式会社は「入札参加資格を満たさない事実が発生したため」との理由で「無効」としていますが、その具体的な理由は、先ほどの説明にあった「資格停止理由」によるものなのでしょうか。

また、措置期間が令和6年1月31日から令和6年2月13日までの2週間となっています。本工事の入札年月日が「令和6年1月25日」であることとの関係では、「入札参加資格を満たさない」ことになるのでしょうか。

契約課長 1点目の質問につきましては、ご指摘のとおりです。

2点目につきましては、市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準第2条第1項別表第1第7号(工事関係者事故)により、競争参加資格停止の措置を講じる予定であったことを踏まえ、措置を講じるまでの期間について、競争参加資格停止措置に準じた措置を講じたものです。

このことは、公告文に記載の「市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準」別表第1及び別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実の発生が判明し、当該事実により適正な契約履行の確保が困難となるおそれがあると認められる者に該当することから、入札に参加できないものとしたものです。

栗林委員 先ほどの説明で安全管理措置が著しく不適切ではなかったとして、資格停止期間が2週間となったようだが、2週間はどこで判断されますか。

契約課長 著しく安全措置が不適切であったかどうかについては、警察に起訴されているかどうかというところが1つのポイントとなっております。

今回は、労働基準監督署から是正勧告が出ておりますので、安全措置は不適切であったことは確認できておりますが、警察から起訴されていないため、著しく不適切であるには該当しないものです。また、全治1か月未満は軽傷としておりまして、医師の診断の結果全治4週間でしたので、軽微に該当すると判断させていただきました。

栗林委員 そうしますと、外部の警察や病院等の情報をもとに本市が決めるということでしょうか。本市の中でこういったメンバーで決定しているのでしょうか。

契約課長 外部の警察や病院等の情報を基に、本市において競争参加資格停止及び競争参加資格除外に関する事項の決定をしております。決定については、会長に副市長と、ほか8部長で構成されている市川市建設工事等請負業者資格審査会において決定をしております。

【審議案件2：市川市営住宅奉免団地5号棟外壁・屋上防水等改修工事】

栗林委員 設計金額 4,042 万円の防水等改修工事であります。なぜ、一般競争入札ではなく、総合評価一般競争入札を適用したのか。また、1 社のみ入札で落札率が 99.95%と極めて高い落札率であった理由を教えてください。

技術管理課長 本市の「総合評価一般競争入札」を適用する基準についてご説明します。工事の契約方法については、工事担当課、契約課、技術管理課が協議して決定しています。その際、原則として設計金額が1億円を超える建設工事、または、設計金額が5千万円を超える国費等の交付対象である建設工事を優先し、「総合評価一般競争入札」の対象としています。なお、該当案件がない場合には、設計金額に関わらず各課一件以上を実施するものとしております。

ただし、学校の夏季休暇中に施工時期が限定されるなど「工事の実施及び入札手続きを行う期間が外的要因により極端に限定される工事」や他工事と工事範囲が輻輳するなど「工事着手後の他工事との調整等により、提案の履行が困難になる可能性がある工事」は対象外としております。

次に、総合評価一般競争入札のプロセスについて説明します。

総合評価一般競争入札の手続きには、「入札公告までの段階」及び「落札者を決定する段階」という、大きく分けて2つの段階があります。

まず、「入札公告までの段階」では、公告に明示する「落札者決定基準」の内容を審査・決定します。本件は、発注担当課が作成した「落札者決定基準」を、庁内の総合評価審査委員会にて審査し、学識経験者の意見聴取を行い、管財部長の決裁に諮ったうえで最終決定し、8月4日に公告を行い、入札参加者を募りました。

次の「落札者を決定する段階」では、公告に対応して参加企業から提出された技術資料を評価します。本件は、発注担当課による評価内容と評価点を総合評価審査委員会にて審査し、管財部長の決裁に諮ったうえで最終決定しました。その後、開札を実施し、入札価格と技術評価点による総合評価を行い、落札者を決定したものです。

総合評価競争入札は、このように、複数の審査を行う、慎重な手続きを経て、落札者の決定に至るプロセスとなっております。

尚、落札者を決定する段階における恣意性の入り込みの防止として、審査事務を行う職員をはじめ、審査を行う委員や学識経験者に対して、入札参加者に関する情報を秘匿して審査を進めることによって徹底しているところであります。

設計監理課長 入札者数と落札率について、お答えします。

本工事につきましては令和5年9月22日に入札を行い(株)中川塗装工業1社が予定価格率99.95%の価格で応札し落札業者として決定しております。

まず、入札業者が1社しかないことに関しましては、令和5年当時の工事執行状況を調べたところ、同種、同ランク工事の6月からの執行が約10本程度あり、本件が令和5年9月22日開札と一番遅い執行となったことから、入札業者が1社と少数になってしまったと推測されます。

また、落札率が99.95%となった理由については、本件業務と同種類の実績が多数あり、公共施設同工事の設計積算を熟知していることが原因と推測されます。

【審議案件3：塩浜2丁目干潟整備に伴うモニタリング調査業務委託】

川村委員長

本案件は、「公共下水道計画平面測量業務委託(R0501)」の案件同様の「工種 測量」の「事後審査型一般競争入札」の案件ですが、「公共下水道計画平面測量業務委託(R0501)」の案件が入札参加者15者によった「競争性」が窺えるものであったのに反し、本案件は入札参加者2者だけで、「競争性」がほとんどない状況であるように見受けられます。

最低制限価格はいずれも1,700万円であるのに本案件が「競争性」がなかったのはなぜかを説明願いたい。

臨海整備課長

回答をさせていただく前に、まず、本業務の内容についてご説明いたします。本業務は、三番瀬海域である塩浜2丁目護岸前面での干潟造成事業に先立ち、当箇所における地形測量、生物調査、環境調査を行うものです。

これは、県が平成18年に「三番瀬再生計画」を策定し、その事業計画等により、三番瀬海域において事業を実施する際には三番瀬に関する会議において環境モニタリング調査結果の報告を事業前、中、後で継続的に行い、専門家に諮ることで三番瀬での全ての事業実施に伴う自然環境への影響を常に予測しつつ事業を慎重に進めることとしており、今回の事業においても同一の調査を実施すべきとの県の指導があったことから行うものです。

また、環境調査及び生物調査については春夏期、及び秋冬期の2回実施することとしており、令和5年10月から令和7年3月までの業務となっています。

本業務における資格要件として、調査データ整理について既往の調査との一貫性を確保し、関係機関との協議調整、報告資料の作成などを円滑に実施する必要があることから、入札参加業者の資格要件につきましては、管理技術者に対する資格要件の他、「管理技術者又は担当技術者は平成13年度以降に官公庁が発注した、三番瀬海域での環境調査業務を担当した実績を有していなければならない」とする実績要件を付しております。

これらのことを踏まえ、入札参加業者が2社であったことについてご説明いたします。

資格要件につきましては、公告時にコリンズ・テクリス検索システムを用いて、該当する企業が5社以上あることを確認できていたことから、資格要件としては競争性が確保されており適正と判断しております。

そのうえで、参加業者が少なかった理由としましては、本業務が令和5年度から令和6年度にまたがる長期の業務であること、三番瀬海域のこれまでの調査との継続性等が求められ通常の調査業務に比較し、より専門性が高く求められることから、参加業者が少なくなったと推察しております。

栗林委員

コリンズ・テクリス検索システムについて、ご説明をお願いします。

臨海整備課長

100万円以上の公共工事または業務の実績について、企業の実績の情報をデータベース化したものです。

栗林委員

100万円以上の業務を各業者が行った実績のリストということでしょうか。そのシステムで検索し、指定の業務を行った実績のある業者が5社以上いたから、競争力が

あるだろうと判断したということですね。しかし、実際には入札参加業者が少なかったということでしょうか。

臨海整備課長

その通りです。

【審議案件4：市川市行徳公会堂天井等改修工事等工事監理業務委託】

- 栗林委員 設計金額4,460万円の工事監理業務委託である。随意契約とした理由および根拠法をお聞きしたい。土木設計が入札不調となった原因を分かる範囲で説明して頂きたい。
- また、随意契約の場合、落札率が100%になるケースが多いと考えておりますが、なぜこの案件は落札率99.77%となったのか。
- 設計監理課長 本案件の業務内容は、令和5年度着工の市川市行徳公会堂天井等改修工事をはじめ、関連する工事について、施工図の確認、意匠の選定に当たり、設計業務委託内で定められた性能や品質を確保し、設計意図が正確に反映されるよう必要な是正指示等を行うものです。
- 特に本改修工事に伴い市川市行徳公会堂が建設当初から有している音響性能を保つため、施工中の音響性能の確認や、音響性能を満たさない場合の原因究明と対策を施工者へ指示することが重要な業務内容となります。また、本工事は休館を伴う工事のため、原則工期の延期は行うことができません。
- そのため工事監理者には音響性能を発揮させる等の高度な調整を対象工事との連携を図りつつ、工期内に正確に行うことが求められます。
- 以上のことから、市川市行徳公会堂天井等改修工事の設計業務を行い、設計内容を熟知している株式会社フクタ設計を、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき選定するものです。
- また、落札率ですが、工事監理業務に関しては、「国土交通大臣官房庁営繕部監修官庁施設の設計業務等積算基準と業務料の算定」での積算を行っており、本書籍は公表されています。ただし、一部、音響調査等の独自調査の積算があった為、99.77%となったと推測されます。
- 栗林委員 随意契約になる場合の落札額というのは、時系列的にどこで決まるのか。フクタ設計が設計金額100%を超える場合は失格になることもありえるのか。
- 設計監理課長 手続き的には随意契約でも見積もり合わせを行い、相手方から見積書を提出していただくこととなります。その中で提出された金額の相違が、今回99.7%になったということで、理由につきましては先ほど述べたとおりでございます。積算基準につきましては公表されていますが、一部において、独自の積算があったことから、その点がこのような形になったのではないかと推測しております。
- 栗林委員 今回の案件もそうですが、随意契約が多くなってきていると感じております。そのあたりいかがですか。
- 契約課長 たしかに随意契約の件数は多くなってきております。特に新型コロナウイルス感染症が蔓延したこともあり、各省から緊急随意契約が可能である旨通知されています。市川市としても随意契約とする理由が適切であれば認めていくということに方向転換しているところです。
- 栗林委員 もともと自由競争、一般競争が原則ではあるが、地方自治法を根拠として随意契約をすることによって効率化は図られると思います。市が、限られた予算で効率的な工事を発注するかという観点では、必ずしも随意契約が良くないものではなくなってきた印象です。

午後 5 時 15 分閉会